初期中世ポーランドの運搬と交通奉仕義務:プシェヴドを中心に

井 内 敏 夫

筆者は初期中世の貢租の一つ、ナジャズを取り上げたことがある(1)。ポーランドでは小公国に分裂した13世紀に数多くのインムニテート文書が現れる。ポーランド史学では、この免除特権の大量発給によって掘り崩される古い国家体制、つまり身分制社会の形成以前の制度を「公の権利 (prawo książęce)」体制とよんでいるが、ナジャズ論はその財政・経営構造を知り、その国家の仕組を理解するための準備作業であった。本稿の趣旨も同じである。

「公の権利」体制下に存在した運搬・交通に関する義務には、プシェヴド (przewód)、ポヴズ (powóz)、ポドヴォダ (podwoda) の3種がある。本稿では、この内のプシェヴドの内容の解明 とその消長の歴史とを追うことを主たる目的とするが、ポヴズとポドヴォダについても多少言及 する必要がある。ブチェクが述べているように、ポヴズとポドヴォダの機能を知って始めて、プシェヴドの理解が可能になるからである。

方法としては、ルソツキとブチェクの論文(2)の検討を軸とする。ルソツキの論文はプシェヴドに関する最初の専門的な研究であり、ブチェクの論考はそれに綿密な批判を加えたものである。 筆者としてはこの論争の紹介の外には若干の疑問を提示しうるに過ぎない。

1 運搬・交通義務に関する研究史

ルソツキ以前に多少とも史料に依拠して運搬・交通の奉仕義務について論じた最初の研究者はスモルカとピエコシンスキである⁽³⁾。プシェヴドに関する両者の見解は大筋ではほぼ一致しているが、細かい点で異なる。かれらは、プシェヴドを公の物品をリレー方式で運ぶ義務と見、そのために荷車と牽引力、ならびに人を提供することと理解した。その際、スモルカは、牽引力として馬か牛を挙げたが、ピエコシンスキは馬のみを記し、人の役割については、スモルカが見張り番を兼ねる御者を挙げるのに対し、ピエコシンスキは道の案内人をも挙げている。両者はまた、水上のプシェヴドの存在も指摘している。こうしたプシェヴドは、二人の比重の置き方は異なるにせよ、各地の城砦の役人や公の荘官が公の貢租などを目的地の城砦や公の倉に運ぶ時、あるいは公の宮廷が国内を旅する時に利用された。

史料の中ではプシェヴドは普通 prevod と記されるが、prevod rusticorum や prevod militare といった概念も現れる。彼らは、前者を「農民のプシェヴド」、後者を「騎士のプシェヴド przewód

rycerski」と訳し、「農民のプシェヴド」は通常のプシェヴドのことであり、「騎士のプシェヴド」 の特徴は運送の対象品の限定、つまり負担の軽減にあると述べている。

物を運ぶことを運搬、人の往来――これにも荷物が付き物であるが――を交通と定義するとすれば、二人はプシェヴドを荷物の運送と見るとはいえ、旅する宮廷一行に奉仕する交通義務と、地方の行政官などが主として利用する運搬義務の二つの役割を兼ねる義務とみなしていたことが分かる。因みに、ポドヴォダに関しては、両人はこれを公の使節や急使らが利用する交通関係の義務と見るが、ピエコシンスキが「荷車への牽引力としての馬、または乗馬用の鞍付きの馬を提供すること」と定義するのに対し、スモルカは鞍付きの馬のみにあるとした。ポヴズについては、ピエコシンスキは、その字義の「車輛」から類推し、荷の運搬用に荷車だけを差し出すことと理解するが、スモルカは、窮した末にこれを一種の交通義務と見、牽引力を持たない上等の乗り物に馬のみを提供することと考えた。

中世の騎士法の研究で著名なヴォイチェホフスキはいっそう当惑したように見える。彼は、この三種の義務を区別することは難しいと述べながら、ポヴズとポドヴォダを同一視して、これを荷車付きの馬を提供する義務とし、プシェヴドの異なる所は、「馬と荷車だけでなく、運送の見張り番としての人をも差し出す」ことにあると考えた(4)。これに対し、教会関係の経済的インムニテート特権をつぶさに研究したマトゥシェフスキは、プシェヴドを簡潔に「公の物品を輸送する奉仕業務」と規定する。彼にとっても、ポヴズとポドヴォダは同じであり、荷車や馬、または馬付きの荷車を提供する義務なのであるが、それらは、プシェヴドと違って、人の往来に資する交通関係の義務なのである(5)。最後に法制史家バルダフの見解を挙げておく。彼は、ヴォイチェホフスキの見方に部分的に戻った感があり、ポヴズ-ポドヴォダを「旅行中の君主やその役人のため、および公の物品の運送用に運送手段一馬または雄牛と荷車一を提供」することと定義し、プシェヴドの異なる所は、「牽引力や荷車だけでなく、運送奉仕のために人をも提供すること」にあったと述べている。また彼は、prevod militare に関し、これを「武装のプシェヴド przewód zbrojny」と理解した(6)。

このように運搬・交通義務に関する解釈は大きく揺れていた。プシェヴドについても、物だけの輸送なのか、それとも君主を含めた人もその対象なのか、どのような機会に利用されるのか、民が提供するのは輸送手段とそれを操る引き手や御者だけなのか、その場合の輸送手段とは具体的に何なのか、あるいは見張り番や道の案内人もなのか、こうした点のそれぞれにおいて異なる見方が存在した。このような解釈の不一致は、「公の権利」の諸負担のほぼ全てに渡っていた。この状態に警鐘を鳴らしたのが「カラスムギ」と呼ばれる貢租に関するギェイシュトルの1963年の論文であった(7)。ルソツキとブチェクの研究はそのような状況と要請に答える形でなされたものなのである。

2 プシェヴドと「騎士のプシェヴド」の機能と形態

a スタニスワフ・ルソツキ

プシェヴドの内容の検討に関するルソツキの方法は、史料に現れるラテン語の conductus や eductio を prevod と同義と見なすことにある。その上で、プシェヴドが二つの意味で用いられていたと指摘する。「それらのうちで第一の、しかも確実に原初的な形態であったものは、conductus の語義と一致して、君主が頻繁に国内を移動するときにその一行や荷駄と共に君主を一定の領域(おそらくカシテラン管区)の間を送って行く (przeprowadzanie, ducere, educere)、乗り物に乗せて運んで行く (przewożenie) という義務を意味していた。…このプシェヴドはまた、…公の役人 (宮宰) や使節たち、さらには公の狩猟番関係すらもが利用した」。「史料の中で出会う、それもはるかに頻繁に出会うプシェヴドの第二の形態は、公が必要とする一定の対象物を引継ぎのリレー方式で輸送する義務を意味した」。

彼によれば、prevod rusticorum(「農民のプシェヴド」)はこの第一の、原初的なプシェヴドの 形態に当たり、prevod militare(「騎士のプシェヴド」)が第二の形態に相当する。その上で、「プシェヴドの義務は、原初的な用途から離れていき、しだいにリレー方式による公の荷の運搬義務へと限定されるようになった」と付け加えている。要するにルソツキは、本来のプシェヴドは、君主が国内を頻繁に旅する際にその荷と共に公を含めた人を運んでいく義務であり、それが時代を下るに従って特定の物品のみを対象とする「騎士のプシェヴド」に取って代わられていくというのである。

ルソツキが本来のプシェヴドを定義するとき、引用される史料は次ぎの7点である。ボレスワフ・フロブリの巡行を記述するガル・アノニムの年代記の一節、サンドミエシ公へンリクが聖ヨハネ修道会にザゴシチを与えたことを確認するカジミエシ公正公の1170年代の文書、マゾフシェ公コンラッドが二つの教会カシテラン領に指示した1242年の文書、マウォポルスカのボレスワフ・フスティドリヴィ公がクラクフ司教座に与えた1254年の特権状、同公の後継者レシェク黒公が同じクラクフ司教座に賦与した1286年の文書、フスティドリヴィの公妃キンガが自領のソンチ地方の住民に宛てた1268年の指示、最後にヴロツワフの聖アウグスティノ修道会の主任司祭エリアシュ(在任1550-1568年)の記述である(8)。

エリアシュの記述を除く 6 点の文書にはプシェヴドの用語が入っていない。そして、ガル以外のそれらの 5 点の文書は、共通して、旅行する公や「ホスペス」を ducere したり、 あるいは educere, deducere, reducere することを命じたり、これを免除したりしている。しかるに、エリアシュの記述は自分の修道院の財産簿にコメントを記したものであるが、そこには、「君主の conductus はプシェヴドと呼ばれる。実際、ポーランド人たちは数マイルまで自分たちの君主を conducere することを強いられていた(9)」とある。この conducere suos principes の意味は、「自

分たちの君主を送り、運んでいく」ことである。したがって、conductus principis も「君主を運んでいくこと」と解釈でき、それがプシェヴドと等号で結ばれているので、君主とその一行を乗り物で送迎することがプシェヴドの本義ということになる。そうであるとすれば、先述の5点の史料も conducere と同類の動詞を使用しているので、プシェヴドについて述べていることになる。

公の狩猟番たちや使節とプシェヴドの利用権との関係については、彼は、上シロンスクのオポレ公がヴロッワフの聖ヴィンツェンティ修道会所有のレプティ村にドイツ法を与えた1247年の特権状(10)を挙げている。そこには、「誰か使者や使節そして犬飼い、狩猟係り、あるいはビーバー係りに対して、もしも彼らが来たとしても、同人たちに接待や conductum を与えざるべし」とある。彼は、問題なく、このコンドゥクトゥスをプシェヴドと同一視するだけでなく、ここに挙げられているすべての者たちをプシェヴドの利用権者と見るのである。プシェヴドの利用権をもつ者として彼はさらに公の天幕係り(żyrdnicy)を挙げているが、それはそれとして、上記の引用文は村民の接待の義務とプシェヴドの義務とを併記している。先の5点の史料の内、キンガの文書を除く4点も、やはり、そうした接待の免除や履行に同時に言及している(たとえば ducant vel pascant)。ここから彼は、宿泊・接待の義務とプシェヴドの義務が密接に関連しており、ワン・セットとして課されていたと推察する。

プシェヴドの組織的技術的側面については、公の一行の旅とはある宿泊地から次ぎの宿泊地への移動であるという理由から、本来のプシェヴドもまたリレー方式で行なわれていたとまず述べている。だが、他の箇所では、「大概は」予め定まった経路で運ばれていたとも書いている。この点で利用される史料はボレスワフ・フスティドリヴィ公が1276年に行なった裁定(**)である。これは、ザゴシチ修道院領のヤヌショヴィツェ村がモギワ修道院領のカチツェ村に自分たちのプシェヴドを引き継がせようとした問題であるが、公は、「このプシェヴドは古くからの慣習的な経路によればカチツェを通らなかった」と述べて、モギワ側の拒否の主張を認めている。これによれば、プシェヴドは宿泊地から次ぎの宿泊地までではなく、正確には、村から村までの定まった経路で行われていたと定義すべきであろうが、彼は村という点には言及していない。いずれにせよ、この既定の路線方式は陸上のプシェヴドだけでなく、水上の場合でも同じであったと彼はみている。

プシェヴドと人の提供との関係については、手綱の引き手や御者に関する限り、村人がこの役割を勤めたとルソツキが考えていることは、「彼らが人や物を運んで行く」と彼自身が述べている以上、自明のことである。この点は、先のカチツェ村の文書にも、「プシェヴドと呼ばれる奉仕を引いて行く村人(12)」という字句が見えるし、後述の「騎士のプシェヴド」についての史料でさらに明瞭に確認できる。問題は見張りの警護役や案内役の提供である。警護に関する彼の見方は第3節で触れるが、彼はこれを行政側の役割として捉えているようである。案内役については、この点を直接証明する史料は見当たらないと断りながらも、「人を運んで行くという義務自体の中に、最も便利で最も安全な道をその者のために見つけ出すという義務が暗黙の内に含まれていたとい

うことを排除できない」と述べている。

さて、「騎士のプシェヴド」が公の特定の物品を運送の対象とすることは史料に照らしても明瞭である。1243年にモギワ修道院が獲得した特権状⁽¹³⁾は、「〔領内の民は〕プシェヴドを行なわず、騎士のプシェヴド、すなわち上等の小麦粉、新鮮な獣肉、同様に新鮮な魚、鉄製の足枷に繋がれた囚人、そして金を運ぶべし」と述べている。1260年、同じマウォポルスカのヴォンホック修道院への特権状⁽¹³⁾と下シロンスクのグウォグフ公がヴロツワフ司教座とグウォグフの共住者教会に発給した1261年の特権状⁽¹⁵⁾においては、やはり「騎士のプシェヴド」と明示した上で、上記の物品や囚人のほかに、前者では銀、後者ではワインを加えている。彼によれば、「濡れた網(魚網)」と公の天幕もその対象となる。

1261年のグウォグフ公の特権状からは、外に、「騎士のプシェヴド」の際には公のコモルニク (camerarius) が監督として同行していることを知り得るが、運行のリレー方式に関しても詳しい 情報を得ることができる。そこには、「古くからそのような物の引継ぎを委ねていた最も近くの村まで」とあり、「騎士のプシェヴド」が最も近い村までの運送であり、しかも本来のプシェヴドと 同様に経路が定まっていたことが分かる。その上、この文書は、この「最も近い村」という点について、「たとえその村にプシェヴドを行なう義務があろうと、ドイツ法やその他の自由の下にあって、プシェヴドを行なう義務がないといおうと、… 〔同教会領の〕農民は〔役人に〕荷を託して自分の村に帰ることができる」とさえ記している(16)。そのような意味での「最も近くの村まで」という表現は、マゾフシェ公ボレスワフが同公国内にあるポズナニ司教座の村々に与えた1297年の免除特権にも見られる(17)。

これらのことから、運搬時の監督官の問題はさておき、ルソッキは、「騎士のプシェヴド」の特徴を公の特定の物品に限定されることと「運搬の距離の面でも制限されている」ことに求めている。行政の側からすれば、その品目からして「騎士のプシェヴド」に運送のスピードを期待していようが、彼はその迅速性を得る方法が何に拠るのかという点については慎重である。13世紀の村々における馬の普及は疑問であり、牽引力に雄牛を使用するにしても、引継ぎの方法に何か工夫があったのかも知れないと述べるに留めている。

一方、二つのプシェヴドの関係についてであるが、1243年のモギワ文書を始めとする諸文書は、プシェヴドを免除する代わりに「騎士のプシェヴド」を義務づけていた。しかし、ルソツキは、「騎士のプシェヴド」が本来のプシェヴドの補完手段として保留される場合もあったと述べざるを得ない。彼がプシェヴドの第一義を証明するために挙げた7点の文書の内、レシェク黒公の1286年の特権状には、「加えて、余自身が狩猟で過ごすために同〔教会〕カシテラン管区の領域を訪れた場合、〔住民は〕1年間に一度自分の費用で余を接待し、余を送り出すであろう。その外に、彼らは公国の慣習に基づく騎士のプシェヴドを義務づけられる(18)」とある。彼の定義では、「余を送り出す(nos...educent)」ことがプシェヴドとなるからである。

ともあれ、彼は他の奉仕義務をも視野に入れながら、プシェヴドについて次ぎのように要約している。君主は、独自の特別な急便組織とは別に、国内の至る所で、疲れた鞍付きの馬に代われるような馬や、ある特定の場合に徴発できるような牽引力付きの荷車を必要とした。これがポドヴォダとポヴズであり、一方、「公やその配下の者たちが利用し、決められた経路でリレー方式で行なわれる何か定期的な人と物の輸送」に対応する制度がプシェヴドであった。場合によっては大量の人と荷駄を運ばなければならず、それゆえ、プシェヴドでは入手可能なあらゆる運送手段が用いられた。当初は人の封建的従属度にかかわりなく、住民のすべてにこの負担は義務づけられていた。だが、免除特権の発達に従ってその利用頻度は厳しく制限されるようになる。これが「騎士のプシェヴド」に相当する。

b カロル・ブチェク

ルソツキのプシェヴド論には矛盾が多い。最も目に付くのは、プシェヴドの第二の意味を説明する際にマゾフシェ公ボレスワフの1295年の文書⁽¹⁹⁾を引用していることである。それは貴族が所有する二つの村に自由を与え、これを確認するものであり、そこには、「新鮮な獣肉を除き、プシェヴドと呼ばれるあらゆる物の運搬から」免除されるとある。第3節で論じられるように、マゾフシェの騎士の村には「騎士のプシェヴド」の特典がある。それゆえ、この特権状は新鮮な獣肉の運搬のみを保留するのであるから、「騎士のプシェヴド」のさらなる特権化といえるであろう。だからこそ、この特権状の場合、免除を確認されるプシェヴドは、「騎士のプシェヴド」ではなくて限定詞のない普通の「プシェヴド」にならざるをえず、標記のような表現になったものと考えられる。しかし、彼は、この「あらゆる物の運搬であるプシェヴド」を「騎士のプシェヴド」、そして「一定の物品」の運送と読み替えるのである。ここに、「原初的な」プシェヴドの運送の対象に人を組み込もうとするルソツキのテーゼの苦しさを窺いうる。

ルソツキのプシェヴド論に対するブチェクの主たる疑問も、まさに、彼が物だけでなく人をも輸送の対象に含めている点にあるが、ブチェクはこの1295年文書の解釈の矛盾を簡単に指摘するだけで、批判の鉾先は彼の方法そのものに向けられている。つまり、一辺倒の語義論に依拠してconductus や eductio をプシェヴドと同一視し、またそこからさらに進んで ducere, educere, deducere などの動詞が出てくる箇所をプシェヴドと自動的に結びつけることへの批判である。ポーランドの文書ではあるラテン語の用語や単語が一つの同一の制度を説明するとは限らない。たとえば、ducere はプシェヴドだけでなく、ポヴズとも関連して使用されている(20)。

肝心の conductus にしても、それがプシェヴドの意味で使われていたことはこれまでの史料が証明しているが、この言葉も多用な意味を持ち、中でも「人の護送」という意味がある。ルソツキのプシェヴド論の出発点はエリアシュにあったが、エリアシュはこの「護送」という意味を基にプシェヴドを自己流に定義したのではなかったか、とブチェクは推測する。シロンスクではすでに14世紀初めまでにプシェヴドは消滅している。16世紀のシロンスク人であるエリアシュが自

分の修道院の特権状から知り得たのは、プシェヴドと呼ばれる conductus の義務が免除されていることと、それが公への奉仕義務であったということぐらいでしかなかった。それゆえ彼は、「人の護送」という意味を持つ conductus や動詞の conducere を君主と結びつけ、あのような記述を残したのではなかろうか、と。

1249年、クヤヴィとウェンチツァの公カジミエシがイェンジェユフ修道院の四つの村に宛てた文書には、「さて、もし余が上述の村々にいつか来たときには、余に一頭の雌牛を与え、そして同上の村々の住民は最も近くの引継ぎ地点まで自分たちの荷車で余に conductus を行う義務を負う (21)」とある。この文書は別の箇所でポヴズの免除を記し、また、「最も近くの引継ぎ地点まで」とリレー方式を明示しているので、村人たちが自分たちの荷車を使って公に与えるべき conductus とはプシェヴドに違いない。ただし、この運送は公自身を乗せていくことではないとブチェクはいう。公の来村の目的は狩猟であり、ここで意図されているのは公の物品、とくにピリツァ河畔の森で狩られた鳥獣の運搬である。

このようにブチェクはプシェヴドによる運送の対象に公やその一行を組み込むことを拒否するが、そこにはいま一つの理由が存在する。彼もこの1249年の文書や先述のカチツェ文書などに基づき、プシェヴドは既定の経路を通って村から村へとリレー方式で行なわれる運送方式であり、その際農民が提供し得る牽引力は概ね雄牛であろうと考える。一方、公は多くの馬の飼育場を持ち、馬番や子馬番の奉公人団を抱えている。その公の一行が移動の際に、牛に引かれて村から村へとのろのろと進むプシェヴドを乗用として利用することは考えられないというのである。

このようなブチェクの批判に一定の説得力を持たせているのは、彼がポヴズやポドヴォダなどの入念な研究を同時に行なっているからである。彼は、ポヴズ研究の出発点としてまず4点の史料を挙げている。前述のレプティ村文書には、「荷車あるいは徒の見張り番を以ってするポヴズを行なわない(22)」とある。クヤヴィ公カジミエシは、1258年、ヴウォッワヴェク司教ヴォリミルの生存中に限り同司教座の9つの村に対しポヴズを免除したが、その際、「荷車を除き、村々の然るべき務めを履行する見張り番たちが、通常の慣習に則り余の宮廷において歩哨を行なう義務を負うこと」を保留した。4年後の1262年、同じ公は同じ司教が新しく獲得したもうひとつの村に対し、やはり同司教の生存中に限り、「荷車半分分のポヴズ」を免除している(23)。1103年の発給年を持つモギルノ修道院の文書(21)は、いまひとつの重要な側面を伝えてくれる。これは、ミエシコ・スターリ公が同修道院の領地に広範な免除特権を与えたとするものであるが、「〔住民は〕ポヴズを行なわざるべし。ただし、公がトゥシェメシノとモギルノの中に来たときには、その際、二つの村の自由民は6台の荷車を供与すべし」とある。このモギルノ文書は13世紀後半に作成された偽造文書であるが、この文書と先の3点を総合すれば、ポヴズとは公の宮廷が国内を旅する際に利用され、荷車や見張り番を提供する義務であることがまず分かる。

次いで、この知識を基にすれば、「余が余の宮廷とともにどれかの村に宿営のために到着したと

しても、同上の伯とその子孫たちは余に荷車を与える義務はなく、余は余の荷車によって村に入るであろうし、その同じ荷車によって出て行かなければならない(25)」という一節もやはりポヴズについて語っているといえる。これは、1284年、プシェミスウ2世がポズナニ城代トミスワフの所領について与えた特権状の中の記述である。ブチェクは、ここからさらに二つの要素を読み取っている。ひとつは、ポヴズが旅をする公の一行の荷駄を運搬するためのものであること、いまひとつは、荷車だけでなく、牽引力の提供をも含むことである。公は馬または馬車、そして公の役人や奉公人たちも馬で随行しているはずであるから荷車は人の運送のためではなく、また、ポヴズの免除がなければ利用できる荷車も、牽引力の提供がなければ役に立たない、というのがその理由である。また、ポヴズによる運送は、通常は君主の宿泊地から次ぎの宿泊地までであったと彼は考えている。

一方ポドヴォダについてであるが、ブチェクによれば、中世には2種のポドヴォダがあった。初期中世から存在したポドヴォダと14世紀以降都市や修道院領の住民に課された後期中世のそれである。ここでは前者に限って言及するが、スモルカの定義が的を射ているという。取っ掛かりとなる史料は、1262年、シエラツでの教会会議の決議である。そこでは、次ぎの三つの場合を除いて教会領の村からポドヴォダを取ってはならないと述べている。公や城砦を敵に差し出さなければならない惧れが生じたとき、および敵軍の国内への侵入を知らせる場合である。その際、ポドヴォダは交換できる最初の機会にこれを替えて、元の所有者が苦労なく回収できるような場所に残して置くように求めている。この知識を基にすれば、1180年のウェンチツァ集会の決議や『最古のポーランド法集成』第29章第1条などの中にポドヴォダに関する情報が含まれていることが分かる。ポドヴォダとして徴用されるのは鞍付きの馬なのである。

要するに、ブチェクによれば、ルソッキがプシェヴドの原初的な役割とみたうちの一部分、つまり旅する宮廷の荷駄の運送がポヴズに相当することになる。したがって、ルソッキがこの定義を説明する際に用いた7点の史料のうち、ボレスワフ・フロブリの巡行に関するガルの一節は問題外として、カジミエシ公正公の確認状とエリアシュの記述とを除く諸文書の該当箇所もすべてポヴズに関する情報ということになる(塩)。同時に、このことは、「騎士のプシェヴド」は「原初的なプシェヴド」の補完措置でもあったというルソッキの説明の否定でもある。そしてまた、そのようなテーゼを否定することによって、史料上の無限定のプシェヴド(prevod)を通常のプシェヴドと捉え、なおかつこれを「村人のプシェヴド(prevod rusticorum)」と明確に同一視し得るようになる。1230年、マゾフシェ公コンラッドは、プウォック司教座の領民に「村人のプシェヴドは行なわず、貴族の館の慣習に基づいて貴族のプシェヴドを行なうべし(ユロ)」と指示していた。ここで「貴族(騎士)のプシェヴド」と対比される「村人のプシェヴド」とは通常のプシェヴド以外にはありえない。ブチェクはプシェヴドを直裁に「農民のプシェヴド」とも呼んでいる。

それでは、ブチェクは、プシェヴドがどのような機会に利用されると考えているのであろうか。か

れは、後述するように、プシェヴドをまとめる際に、「君主やその倉庫(komory)に属する積荷 の運搬 | と簡潔に結論づけている。「君主に属する積み荷 | とは、先の1249年のイェンジェユフ修 道院文書に見られるように、狩猟で滞在中の公が獲物を陣中に運ばせる時などのことを主に指し ているのであろうか。ともあれ、「君主の倉庫に属する積み荷の運搬|というとき、それはおそら く、公の貢租などを各地の城砦の役人や公の荘官が目的地の城砦や公の倉に運ぶときに利用する プシェヴドなのであろうが、こうした結論を導く作業を彼はしていない。だが、この結論は、『最 古のポーランド法集成』第29章第 2-3 条に拠っているとも考えられる。この条文は、これを公的 なプシェヴドではなく、「領主経営の枠内でのプシェヴド」 に関するものと位置づけるルソツキの 論に反駁するためだけに引用されるものであるが、そこにはこうある。「同様に農民は〔それも〕 各々が、その者が住む村から自分の主(herren)の次ぎの村まで輸送を義務づけられており、彼 らはひとつの村からどれほど遠くとも次ぎの村まで運ばなければならない。こうして村から村へ と、最後には自分たちの主の在所 (herren houfe)、またはそれが留め置かれるべき所まで運ばれ、 その場所でそれが荘司(scheffer)に渡される。もし何かが足りなければ、運搬した者から担保 を取り、その担保を以ってその者は弁償しなければならない⑺300]。ここにはプシェヴドの言葉は ない。だが、村から村への荷の運搬を語っている。条文が Landesherr ではなく、Herr の用語を 用いているという理由のみで、これが公的なプシェヴドの姿を写すものであることを否定するこ とはできない。しかも、この条文からは、君主が直接関与しない場所での日常的なプシェヴドで あることも窺い得る。またここからは、運搬の際にはほぼ常に監督官が付いていることも読み取 れよう。「荘司」 による積み荷の検査は、最終目的地のみですればよいというものではないからで ある。

ブチェクは、プシェヴドを利用し得る他の資格者についても綿密な検討を加えている。前述のように、ルソツキは宮廷の最高官である宮宰 (ヴォイェヴォダ) や使節たち、さらには公の天幕係りと狩猟関係の者たちすらもが利用したと述べていた。

宮宰に関してはありえないと彼は考える。確かに、レシェク黒公がサンドミエシの共住者教会に発給した1284年の文書に「宮宰のプシェヴド」の免除が記されているが、しかし、この文書の外にはサンドミエシ公国の文書中にすら類似の表現はない(31)。公の奉公人については、その確定は容易ではない。彼によれば、確実にプシェヴドを利用する権利を持っていたと言い得るのは、公の天幕係と狩猟関係の内のビーバー係だけである(32)。鷹匠に関しては、東ポモージェとマゾフシェで一件ずつプシェヴドとの関係を記した文書が存在するが、マウォポルスカの場合は判断が難しい(33)。大係と狩猟係り、それに狩猟関係ではないが、ワギェヴニィツィ(ビール醸造人)とパン焼き人についても微妙な史料が存在する。だが、結局彼らにもブチェクはプシェヴドの権利を否定している(31)。

使節はどうであろうか。ルソツキは彼らのみならず、狩猟関係の公の奉公人がプシェヴドを利

用しうる証拠として、1247年のレプティ村への特権状を引用していた(55)。ブチェクは、この中でプシェヴドを利用できるのはビーバー係りだけであって、使者や使節が農民のプシェヴドのような緩慢で原始的な手段を使って行き来するはずはなく、彼らにとってはこの文中の conductus はボドヴォダを意味しているのであろうと推測する。ルソツキがやはりプシェヴドに関する言及として挙げた、ザゴシチの修道院に対するカジミエシ公正公の確認状の一節、「ホスペスを ducant したり接待せずとも良し」も、ブチェクは同様に解釈する。つまり、ここでいう「ホスペス」とは公や外国の使節であって、この ducant はポドヴォダの提供のことであるという(36)。ともあれ、以上のような考察から導かれるのは、プシェヴドと接待はワン・セットであるというルソツキの見方の否定である。

さて、プシェヴドの技術的・組織的な面であるが、ブチェクはユニークな発想をひとつ提示している。先に引用したイェンジェユフ修道院の1249年の文書では、公が四つの村に村人自身の荷車でプシェヴドを行なうよう命じていた。だが、ブチェクは、大概のプシェヴドによる輸送は「騎士のプシェヴド」も含めて公が所有する荷車で行なわれ、人々が提供したのは馬か牛かの牽引力だけの場合が大部分であったと理解している。プシェヴドで引かれて行く積荷が交替地点に来る度に下ろされ、別の荷車に積みかえられるというのは、積荷を痛め時間のロスを引き起こすことになり、考えられないというのである。

以上のようなルソツキ批判と史料の分析の上に立って、ブチェクは通常の「農民のプシェヴド」を次ぎのようにまとめている。1.この義務は、君主やその倉庫に属する積荷をリレー方式で運搬すること、つまり個々の村が、このプシェヴドの義務から完全または部分的に免除されていない最も近い村まで運搬することにあり、主として牽引力の提供にあった。これらの積み荷は大概君主の荷車で運ばれていたからである。牽引力については雄牛の場合が多かったとみる。2.水上のプシェヴド(37)は、恐らく、河岸の漁師に課された義務であり、やはりリレー方式で行なわれ、積み荷はなかんずく公の商品であったと思われる。3.陸上のプシェヴドは既定の経路を経て君主の在所や倉庫に運ばれていた。もちろん当初から経路は固定していたわけではなく、次第に定着してきたものと考えられる。経路が確定している以上、住民は道案内人を提供する必要はない。また、見張り番を出す必要もなかった。運搬には通常、公の奉公人たち(倉庫係り、天幕係り、狩猟係り、漁民ら)が付いているからである。恐らく、「騎士のプシェヴド」にはその実行を騎士の屋敷や領民に知らせるためにも、常に公の奉公人が付き添っていた。4.プシェヴドと接待との間には相互関係はない。天幕係りとビーバー係りの場合にはこの関係が認められるが、接待を受ける権利を持っているものが常にプシェヴドの利用権を持つわけではない。

一方、「騎士のプシェヴド」の組織的技術的側面に関しては、ブチェクは次の点を指摘する。1. これは特定の荷の運搬を担う義務であるが、ルソツキが挙げる品目の内で公の天幕は相当しない。 天幕は通常のプシェヴドで運ばれるからである。2. 「騎士のプシェヴド」は、君主自らが直接必 要とする品目を運ばせるために主として利用されたと考えられる。3. ルソツキは、これが距離 の点で制限される所にもその特色があると述べているが、そうではない。「騎士のプシェヴド」は、 この権利を持つ村だけでなく、通常のプシェヴドを義務づけられている村もこれを引き継がなけ ればならなかった所に、通常のプシェヴドとの違いがある。

3 「騎士のプシェヴド」と「騎士の権利」

ルソツキのプシェヴドに関する研究の価値は、「騎士のプシェヴド」の本質を説得力を以って説明したことにある。「騎士のプシェヴド」が登場する史料はほとんどが教会関係の文書であり、教会領や修道院領の民にプシェヴドに代わってこれを行なうよう命じている。それでは、軽減されたプシェヴドの形態に「騎士のプシェヴド」の名がなぜ付けられたのか。1960年代まで支配的であったのは、これが個々の騎士たち自身に課された義務であったからという論理であった。この論理の定説化はバルゼルに負っている。彼は15世紀のマゾフシェ公国の文書を基に、騎士たち自身に「騎士のプシェヴド」の履行義務が課せられていたと理解し、後進的なマゾフシェの制度は初期中世ポーランドの遺制であると考えたのである(38)。すでにスモルカは、この義務を果たしていたのは貴族の屋敷(curia nobilium)に住み込む従僕と指摘していたが、彼の考え方は孤立したものでしかなかった。

この問題に関し、ルソツキは6点の史料を提示した。まず、下シロンスクのヘンリク髭公が発給した1203年の文書は、自分が創設したトゥシェブニツァ修道院領の住民に、「貴族の従属民たちが行なうプシェヴドを除き、それ以外のプシェヴドを行なわざるべし(39)」と命じている。次ぎに示されるのは、すでに挙げたマゾフシェ公コンラッドの1230年の特権状である(10)。1248年、ヴロツワフ司教へのボレスワフ2世の特権状を確認する教皇インノセント4世の文書は興味深い。そこには、「他方、上述の村々の従属民はボヴズとプシェヴドに関し、騎士の村々の土地に住む従属民が享受するのと同じ権利を利用することを余は望む(11)」とある。四番目は、ヤギェウォが1430年にシュラフタ身分への一般特権として発給したイェドルニャの特権である。それは、運搬・交通義務を始めとするあらゆる奉仕義務の免除を定めているが、免除されているのは、「すべてのわが貴族たちのすべてにして個々の農民たち(12)」なのである。残る二つは、「騎士のブシェヴド」を「騎士の慣習」と記している。その内のひとつは、マウォボルスカのボレスワフ・フスティドリヴィがプウォツク司教座のコツク村に関して与えた1258年の特権状であり、「しかし、プシェヴドと余の狩猟係りの接待において騎士の慣習を享受すべし(43)」とある。いまひとつは、マゾフシェのボレスワフ公が同領内にあるポズナニ司教の領地について発給した1297年の文書で、「余の公国の騎士の慣習に基づく騎士のプシェヴド(11)」と記している。

以上から明らかなように、「騎士のプシェヴド」は騎士の家の従僕だけでなく、騎士の領地の村 人にも適用され、その上、「騎士の慣習」とも関連づけられている。結局、ルソツキは、「騎士の プシェヴド」は本来騎士自身に課された義務であったが、これがやがて騎士の従僕に転嫁され、次いで、インムニテート特権が発達し出す初期の段階に、騎士の従僕が果たしていたモデルが「騎士の村々の土地に住む住民」にも次第に及ぶようになったのではないかと推測する。その「騎士のプシェヴド」は「農民のプシェヴド」の軽減された形態である。特定の物品のみの運搬に限定されることによって、運搬の迅速性は要求されようが、運搬に駆り出される頻度は大幅に減少しよう。それゆえ、「騎士のプシェヴド」とは、騎士領を特権化し、その経済的状態を改善するための制度であったと考えられる。

ルソツキのこのような考え方に立てば、prevod militare を「武装のプシェヴド」と理解しようとするバルダフ、さらには「戦争のプシェヴド」とするティミエニエツキの論(15)を容易に乗り越えることができる。バルダフの論は、囚人や高価な物品の輸送には護衛が必要であり、そこにこの輸送形態の本質があると考えることに基づいている。だが、普通のプシェヴドの場合には護衛はいなかったと言い切れるだろうか。また、prevod militare で運ばれる物品の中で敢えて戦争に関係するものを挙げるにしても、食料品だけでしかない。したがって、prevod militare を「戦争のプシェヴド」と捉えることは、この制度がもつ意味の範囲を根拠なく狭めることになるし、また、護衛の存在の有無という不確かな技術的側面のみを二つのプシェヴドを区別する決定的要素と認めるわけにもいかない。それゆえ、prevod militare の翻訳としては、「騎士のプシェヴド」という伝統的な訳語に留まることが最善であるというのがルソツキの結論である。

「騎士のプシェヴド」が騎士の慣習に従って行なわれるプシェヴドの特権的な形態であるというルソツキの見解は、いまひとつの問題と絡んでくる。騎士層がもつ独自の権利を表す制度としての「騎士の権利(ius militare, prawo rycerskie)」との関係である。「騎士の権利」に関する最初のモノグラフを著したヴォイチェホフスキは、「騎士のプシェヴド」の存在を知りながらも、これを「騎士の権利」の一要素とは認めず、「騎士の権利」制度の形成を漠然と13世紀に置いていた(46)。これに対し、1940年のアッペルトの研究は、1203年のヘンリク髭公の文書を基に少なくとも13世紀初めにはこの概念は産まれていたと論じた(47)。ルソツキはアッペルトを支持し、さらに既述の史料からも窺い得るように、接待やポヴズの面でも騎士の村には限定的な形態が認められていたことを指摘している。

ブチェクはこのような「騎士のプシェヴド」の起源に係わるルソツキの研究を評価する。だが、その上で、2点について批判を展開している。ひとつは、ルソツキが「騎士のプシェヴド」を「騎士の権利」と関連させながらも、随所にその一貫性を乱すような記述をしている点である。たとえば彼は、「1214-1215年の一般的で完全な免除は、国家の必要という現実に直面して『騎士のプシェヴド』という概念を作り上げることで修正されたに違いない」と述べている。「1214-1215年の一般的で完全な免除」とは、マウォポルスカ、マゾフシェ、カリシ、オポレの4人の諸公が、ポーランド教会(グニエズノ大司教座とそのすべての属司教座)に発給した大特権状を意味し、教会

領の民(homines ecclesiarum)になかんずくポヴズとプシェヴドを免除したものである⁽¹⁸⁾。ただ、この教会特権は、カリシ公に実効支配力がなく、ヴィエルコポルスカには効力を持たなかったが、ルソツキは、広大な土地にプシェヴドの免除を与えた結果運送システムに困難を来たした諸公たちは、「騎士のプシェヴド」という「概念を創造し」、限定的な形態ではあるにしても重要な輸送の際に教会側からの最小限の支援を確保しようとしたというのである。マウォポルスカの文書に「騎士のプシェヴド」が初めて現れるのは1243年、マゾフシェでは1230年である⁽¹⁹⁾。

このような見解をブチェクは厳しく批判する。ルソツキの論理に従えば、「騎士のプシェヴド」は騎士層のためではなく、教会のために形成されたことになる。彼は徹底して、騎士層に経済的な配慮をし、同時に少なくとも貴重な物品や重罪人の迅速な輸送を確保するために「騎士のプシェヴド」は作られたと考える。この軽減措置は「騎士の権利」の構成要素なのであり、12世紀末よりもはるか前から、しかも全シロンスクだけでなく、マウォポルスカとウェンチツァ・クヤヴィ、マゾフシェにおいても実際に適用されていたはずであると推定する。1203年の初出文書ですら、全く説明せずに「貴族の従属民が行なっているプシェヴド」と記すだけで通用するほどに、それは知られた存在であったからである。

ブチェクは、「騎士のプシェヴド」が存在したとする地方からヴィエルコポルスカと東ポモージェを除外している。これが彼とルソツキとの間のいま一つの相違点である。この二つの地方の文書には「騎士のプシェヴド」の概念が一切現れない⁽⁵⁰⁾。このことにルソツキも気付いていた。しかし、ヴィエルコポルスカには一件だけであるが、1254年、グニエズノの墓守修道会への文書が、プシェヴドの免除を挙げた後、「唯一新鮮な獣肉を例外とし、これを最も近くの村までプシェヴドで輸送する義務を負う⁽⁵¹⁾」と記している。同様に東ポモージェにも公が一品か二品のみの運搬を保留する文書がある⁽⁵²⁾。ルソツキはこれらを以ってこの二地方にも「騎士のプシェヴド」が存在したと考えるのである。

これに対し、ブチェクは、もしヴィエルコポルスカで「騎士のプシェヴド」が存在したとすれば、必ずや、グニエズノ大司教やポズナニ司教の領地にもこれを与えざるを得なくなるはずであると考える。それゆえ、墓守修道会に賦与されたプシェヴドの大幅な軽減措置は、ヴィエルコポルスカに存在する「騎士のプシェヴド」をモデルにしたものではない。また、12-13世紀の東ポモージェにおいては、「騎士の権利」という概念すら存在しなかった。だが、なぜヴィエルコポルスカでは「騎士のプシェヴド」が存在せず、この面での特権でこの地方の騎士たちは不利を被っていたのか、ブチェクにも不可解で説明がつかない。

4 プシェヴドの消長

ブチェクは、「公の権利」体制の形成はポーランド国家の生成期に当たる10-11世紀に遡り得ると考えている。運搬・交通関係の義務の誕生に関しても彼の考え方は同様のように見えるが、明

確には、後代に見られるプシェヴドがボレスワフロ曲公(在位1102-1138年)の時代にはすでに存在したと述べるに留めている。口曲公は統一国家時代の最後の君主であり、そしてこの義務が13世紀のすべての分領公国に同じプシェヴドの名と同じ方式とを以って現れているからである。一方、「騎士のプシェヴド」の誕生論についてはすでに部分的に紹介した。いま少し踏み込めば、ブチェクは、口曲公の次男、ボレスワフ・ケンジェジャヴィが大公であった時代、とりわけ自分の兄のヴワディスワフを追放してからその息子たちが自領のシロンスクに帰還するまでの1145-1163年の間に当たると推定する。この時期は、東ポモージェは未だ公国を形成せず、3男のミエシコ・スタリィが領有していたヴィエルコポルスカを除くほぼ全土を、ケンジェジャヴィが支配していたからである。

誕生の問題に劣らず困難なのが展開の問題である。この問題の難しさは、現存する史料の状態が実際の傾向を正確に反映しているとは限らないということにあるが、それに加えて、プシェヴドの免除が必ずしも運搬義務からの全面的免除を意味しないという点にもある。クラクフ司教座の例が示すように、プシェヴドの免除の際に「騎士のプシェヴド」の保留が明記されなくとも、いつしかこれが義務づけられている。また、細かく言えば、同じ教会の領民でも、農奴的な「登録民」と「自由民」とでは扱いが異なる。したがって、その様相が比較的把握し易いヴィエルコポルスカを中心に次ぎに検討する。

ここでは、教会関係のプシェヴドの免除が1225年から始まり、30年代に大きなうねりとなる。1234年の特権状でグニエズノ大司教座領とポズナニ司教座領がプシェヴドを免除されるからである。だが、この時の対象は「登録民」のみと見られ、「自由民」にも拡大されるのは、ポズナニ司教座の場合、1246年の特権状によると考えられる。その後、13世紀末までに28機関のうち24機関がプシェヴドの免除を得ている「SSI」。興味深いのは世俗領での関係である。1271年、ボレスワフ敬虔公が自分の奉公人に村を売却したとする文書があり、そこには、プシェヴドなどあらゆる負担からの免除をヴィエルコポルスカの騎士層が共通して享受していたと記されている「SII」。しかし、これは1372年の写本からのみ知り得る偽造文書であって、事実を語るものではない。実際、ヴィエルコポルスカの公は少なくとも1299年までの文書において、交換や寄進の結果教会領となった元騎士領に対しプシェヴドの義務を頻繁に免除しているのである「SSII」。また、『グニエズノ聖堂参事会年報』も1244年の項で、ポズナニ司教座の領民が幾つかの貢租と奉仕義務を免除されようとしたとき、ヴィエルコポルスカの「すべての騎士たち」がとりわけプシェヴドとポヴズの免除について「公共善」を理由として強く反対したことを記している「SSII」。

これらを総合すれば、13世紀のヴィエルコポルスカでは騎士領にまだプシェヴドが重く圧し掛かっていたが、しかし14世紀初めには、聖職領だけでなく騎士領でもプシェヴドは急速な解体過程に入っていたと考え得る。マウォポルスカやクヤヴィ・ウェンチツァでも同様とみられている。教会関係でプシェヴドや「騎士のプシェヴド」の免除がしばしば見られるのが、前者では1306年、

後者では1311年までである。なお、14世紀にポーランド王冠を構成するこれらの地方では、1388年のピョトルクフと1430年のイェドルニャの一般特権であらゆる運搬・交通奉仕義務が騎士=貴族身分の領地に対し等しく免除されることになる。

一方、マゾフシェでは、二つのプシェヴドが14世紀でもそれほど揺るがず、騎士領に関しては、1447年の公国特権状に至るまで「騎士のプシェヴド」が効力を持っていたとみられる。東ポモージェでも、1309年にドイツ騎士団に占領されるに及び、ポーランド法に留まる多くの聖俗領ではその後もプシェヴドが維持された。最後に、シロンスクのプシェヴドは、前述のように、14世紀には消滅していた。

他方、聖俗領主の所領と化していない土地や君主の純粋の私領地では、集落が彼ら聖俗の特権 層に下賜される場合、プシェヴドの免除や「騎士のプシェヴド」の保留が記されることが多い。 それ故、ルソツキは、この種の国家行政や君主の直接支配下にある村で、ドイツ法ではなく依然 としてポーランド法の下にある集落には通常のプシェヴドが14世紀でもまだ義務づけられていた と見るが、同時に彼は、13世紀末には、そのプシェヴドの公的な性格は薄れ、領主制的な私的義 務へと変化し始めたと考えている。

ブチェクはルソツキの研究を叩き台としながら、運搬・交通関係の奉仕とされる三つの義務を機能別に見事に整理した。冒頭で示した定義に則せば、ポーランドのこの種の義務は運搬用と交通用とにかなり明確に区別されており、プシェヴドは、公の奉公人が利用する場合は交通的要素も含まれようが、基本的には運搬義務といえる。「公の権利」体制のように自然経済が優勢な時代では、税は様々な現物で徴収された。国内に散らばる国家組織や公の家政組織を支える人々をその現物で扶養するためである。だが、そのような給養システムは、徴収された生産物が集荷・加工などの工程を経て公を始めとする消費者や需要者に最終的に供給されるまでには複雑で多様な物流を必要とした。この機能を果たしていたのがプシェヴドなのであり、ポヴズとポドヴォダはそれぞれ旅と緊急の連絡に対応する交通関係の義務ということになる。

ブチェクの周到な史料収集と洞察力にはいつもながら驚かされるが、彼のテーゼをすべて受け入れる必要はもちろんない。プシェヴドは、通常、君主の荷車で行なわれていたという。村の保有農民の世帯数は多くはなかったはずであり、したがってプシェヴドの荷車を農民に完全に依存することはできなかったであろうが、はたしてそのように言い切れるほど豊富に公は荷車をもっていたであろうか(55)。ポヴズ関係では、運送の対象から人を全く排除できるであろうか。ポヴズを記す場合、ducere, educere, deducere といった動詞の目的語は「余(nos)」などの人になっている。一方、プシェヴドの際に同様の動詞が使用されるときには目的語が人となることは稀であるが、その稀な場合が公のビーバー係や天幕係が利用する時なのである(58)。プシェヴドに関するこの表現の差異は、天幕係やビーバー係がこれを利用して移動する時には、彼ら自身が荷物とと

もに荷車に乗ることもあったという事実を示しているのではなかろうか。したがって、ポヴズについても、君主や高官が農民の荷車に乗ることはなかったであろうが、ポヴズの運送対象を荷駄のみに限定すべきではなかろう (59)。また、これも瑣末な問題ではあるが、使節や「ホスペス」による利用対象をポドヴォダに限る必要はないと思う。ゆっくりと移動する場合もあるのだから (60)。「騎士のプシェヴド」と「騎士の権利」との関係については、後者を主題とする別稿で改めて検討したい (61)。

註

- (1) 「初期中世ポーランドの資租ナジャズについて」、中山・松川編「ヨーロッパ史研究の新地平」昭和堂、2000 年。
- (2) Russocki, Stanisław, Powinność przewodu na tle posług transportowych Polski piastowskiej, "Kwartalnik Historii Kultury Materialnej (以下、KHKM)", R.XIII, nr2, 1965, s.243–268; Buczek, Karol, Publiczne posługi transportowe i komunikacyjne w Polsce średniowiecznej, "KHKM", R.XV, nr2, 1967, s.255–299. なお、これら 両論文に依拠する事柄や引用は、紙幅の関係でその真表示を割愛する。
- (3) Smolka, Stanisław, *Mieszko Stary i jego wiek*, Warszawa 1959 (初版:1881年), s.137-141 i 433-435; Piekosiński, Franciszek, *Ludność wieśniacza w Polsce w dobie piastowskiej*, Kraków 1896, s.56-59.
- (4) Wojciechowski, Zygmunt, Państwo polskie w wiekach średnich, wyd.II, Poznań 1948, s.80.
- (5) Matuszewski, Józef, Immunitet ekonomiczny w dobrach kościoła w Polsce do roku 1381, Poznań 1936, s. 36 i 41.
- (6) Bardach, Juliusz, Historia państwa i prawa Polski, wyd.IV, Warszawa 1973, s.141. (初版: 1957年)
- (7) Gieysztor, Aleksander, Owies w daninach łowieckich w Polsce średniowiecznej, "KHKM", R.XI, nr2, 1963, s.213-214.
- (8) 顺江、Gall,I, 12, s.31-32, Monumenta Poloniae Historicae (以下、MPH), Nova Seria, t.II, Kraków, 1952; Zbiór ogólny przywilejów i spominków mazowieckich (以下、KMaz), wyd. J.K. Kochanowski, t.I, Warszawa 1919, nr94 (1172-1176年); Kodeks dyplomatyczny Wielkopolski, t.I-II, wyd. T. Zakrzewski, Poznań-Kraków, 1877, 1878, (以下、KWp), t.I, nr234 (1242年); Kodeks dyplomatyczny katedry krakowskiej św. Wacława, wyd. F. Piekosiński, t.I, Kraków 1874, (以下、KKK), t.I, nr41 (1254年); Ibid., nr88 (1286年); Kodeks dyplomatyczny Małopolski, t.I-II, wyd. F. Piekosiński, Kraków 1876, 1886, (以下、KMp), t.II, nr474 (1268年); Urkundensammlung zur Geschichte des Ursprungs der Städte und der Einführung und Verbreitung Deutscher Kolonisten und Rechte in Schlesien und der Ober-Lausitz, von. G. A. Tzschoppe und G. A. Stenzel, Hamburg 1832, (以下、Tzschoppe, Stenzel), S.17.
- (9) "przewod dicitur conductus principis...cogebantur enim Poloni conducere suos principes ad aliquot milliaria".

 Tzschoppe, Stenzel, S.17.
- (10) "Nuntio vel legato alicui et caniductoribus vel venatoribus sive castorariis, si venerint expensas nec conductum ipsis procurabunt". Tzschoppe, Stenzel, nr26.
- (11) "non per Kacich illud prewod iter habere debebat secundum cursum ab antiquo consuetum". *Monografia opactwa cystersów w Mogile*, Kraków 1865, Cz. 2, *Zbiór dyplomów klasztoru mogilskiego*, wyd. E. Janota, 以下、*KMog*), nr33.
- (12) "homines ... servitutem ... quod vulgo dicitur prewod, trahentes...". Ibid.
- (13) "et prevod non ducant, nisi militale, videlicet similam et ferinas carnes recentes, et pisces similiter recentes, et captivum ferreis compedibus compeditum et aurum". *KMog*, nr18.

- (14) M.Niwiński, Opactwo cystersów w Wąchocku, "Rozprawy Akademii Umiejętności. Wydział Historyczno-Filozoficzny", t.68, Kraków 1932, s.159nn. (未見)
- (15) Tzschoppe, Stenzel, nr54.
- (16) "usque ad proximam villam, ubi antiquitus talia deponere consueverunt".
 "sive villa illa prevod sit parata ducere, sive sit in jure Teutonico vel alio et libertate, et dicat, se prevod ducere non debere. ... sed, eis (rebus) depositis, homines libere ad propria revertantur", Tzschoppe, Stenzel, nr54.
- (17) 「しかし、余の公国の騎士の慣習に則って、騎士のプシェヴドの義務 (ad prewod vero militale iuxta consuetudinem militum terre nostre) を負う。付育すれば、前述の村々の住民は、それが誰の所有であれ、受け取りのない供れがあろうと、最も近くの村に (in proxima villa, cuiuscunque fuerit, sub periculo non recipiencium) 上述のプシェヴドを残し置く義務を負うべし」。*KWp*, t.II, nr765.
- (18) "Insuper si quando nos in nostra persona Territorium eiusdem Castellanie causa venandi transire contigerit, nos infra annum semel procurabunt suis sumtibus et educent; ad preuod eciam militare iuxta terre consuetudinem teneantur". KKK, nr88 (12864):).
- (19) "a conductu cujus libet rei quod przewod dicitur excepta ferina nova". Kodeks dyplomatyczny Księstwa Mazowieckiego, wyd. J. Lubomirski, Warszawa 1863, (以下、LMaz), nr41. 彼は excepta 以下を省いて引用。本稿の3頁目。
- (20) ducere がポヴズと関連して用いられている例としては、註22と24を参照。
- (21) "quod si aliquando ad villas sepedictas venerimus, nobis dabitur una vacca et usque ad proximam commutacionem earundem villarum homines conductum in propriis curribus nobis dabunt". Maleczyński, K., Dwa nieznane dokumenty jędrzejowskie, "Kwartalnik Historyczny", t.38, 1924, s.459.
- (22) "povoz sive cum plaustro, sive cum pedite, non ducent". Tzschoppe, Stenzel, nr26.
- (23) "quod custodes sine curribus in curia nostra stare more solito tenebuntur debita servitia eorundem exercentes"; "a powoz dimidii currus". *Kodeks dyplomatyczny Polski*, t.I, II-1, 2, wyd. L. Rzyszczewski i in., Warszawa 1847, 1852, 以下、*KPol*), t.II-2, nr449 i 452.
- (24) "nec paswoz ducant, preter cum venerit dux infra Tumestram et Mogilnam, tum ambo loca sex conferant currus de liberis". KWp, t.I, nr33.
- (25) "si nos cum nostra curia in aliqua villa stare contigerit, dictus comes et sui posteri nobis currus dare non debent, sed per quos currus intrabimus, per eosdem exitum habere debemus". KWp, t.I, nr546.
- (26) KWp, t.I, nr402.
- (27) Gieysztor, A., Nad statutem łęczyckim 1180 r. Odnaleziony originał bulli Aleksandra III z 1181 r., (w) Księga pamiątkowa 150-lecia Archiwum Głównego Akt Dawnych w Warszawie, Warszawa 1958, s.207; Najstarszy zwód prawa polskiego, wyd. Józef Matuszewski i Jacek Matuszewski, Łódź 1995, s.101–105.
- (28) 註8を参照。なお、ガルの記述自体は住民の義務について何も記していないので、「問題外」。荒木勝「『匿名のガル年代記』第一卷(翻訳と注釈)」「岡山大学法学会雑誌』44-2、1994年、304-303頁参照。
- (29) "preuod nobilium ducant in ordine cum curiis nobilium, sed preuod rusticorum non ducant". *KMaz*, nr278. prevod rusticorum は、外に、*KMaz*, nr310 (1231年), *LMaz*, nr28 (1257年), *KPol*, t.II-1, nr319 (1378年).
- (30) Najstarszy zwód prawa polskiego, s.104-105. ルソツキはこの条文中にHerr(主、領主)とあることから、これを公的なプシェヴドの史料とは見なさない。ブチェクは、この法の中でもしばしば Landesherr の代わりに Herr が用いられていると反論している。なお、この「最古のポーランド法集成」とは、ドイツ騎士団が裁判のために編纂したものと考えられている。成立は1253-1320年の間と見られるが、現存するのは14-15世紀の移行期に作成されたドイツ語の写本である。
- (31) "sed a prewod palatini perpetuo sint excepti". *KMp*, t.I, nr104. この文書は写本のみが現存しており、sed 以下のこの文は、新たな負担の押しつけを警戒して写本作成時に挿入されたとプチェクは見る。

- (32) 天幕係に関しては、Buczek, K., Kto to byli żyrdnicy (żerdnicy), "*KHKM*", R.V, 1957, s.459–461. ビーバー係に関しては *KWp*, t.I, nr234 (1242年), 395; *KMaz*, nr396, 427; Tzschoppe, Stenzel, nr26; *KMp*, t.II, nr450.
- (33) Pommerellisches Urkundenbuch. hrsg. von M. Perlbach, Danzig, 1881 (以下, Perlbach), nr54 (1236年); KWp, t.III, nr1404 (1359年). マウォポルスカのは KMp, t.I, nr62 (1263年)。
- (34) Tzschoppe, Stenzel, nr26; Maleczyński, K., Kilka nieznanych dokumentów z XIII w., "Kwartalnik Historyczny", t.XL, 1926, s.195-196. Dokumenty kujawskie i mazowieckie przeważne z XIII w., wyd. B. Ulanowski, "Archiwum Komisji Historycznej Akademii Umiejętności", 4, 1887, (以下、DKM), s.185 (1230年).
- (35) 註10を参照。Tzschoppe, Stenzel, nr26.
- (36) "ne hospites ducant uel pascant". KMaz, nr94 (1172?, 73?, 77?). ブチェクはさらに、ヴロツワフ公へンリク3世の文書 ("nec conductum militibus seu aliis prestent sive sirdniconibus". Tzschoppe, Stenzel, nr49)を検討しているが、ここでプシェヴドの利用権をもっていたとされる騎士層をも含めた軍人一般が、どのような時にそれを利用し得たかは分からないと述べている。
- (37) Tzschoppe, Stenzel, nr42 (1253年); Perlbach, nr431 (1288年).
- (38) Balzer, Oscar, Narzaz w systemie danin ksiązecych pierwotnej Polski, Lwów 1928, s.262-263.
- (39) "conductum etiam nisi quem homines nobilium non ducant". *Schlesisches Urkundenbuch*, Bearbeitet von Heinrich Appelt, Bd.1, Wien-Köln-Graz 1971, nr83, S.57.
- (40) 註29を参照。
- (41) "de pouoz autem et preuod homines villarum predictarum eo jure volumus uti, quo utuntur homines in terris villarum militarium constituti". *Urkunden zur Geschichte des Bisthums Breslau im Mittelalter*, herausgegeben von G. A. Stenzel, Breslau 1845, nr6.
- (42) "liberamus omnes et singulos omnium nostrorum terrigenarum kmethones". *Ius Polonicum*, wyd. Bandtkie, J. W., Warszawa 1831, s.228.
- (43) "In Conductu vero et nostris venatoribus procurandis more militali utantur". KMp, t.I, nr51.
- (44) "ad prewod vero militale iuxta consuetudinem militum terre nostre". KWp, t.II, nr765.
- (45) Tymieniecki, K., Przypisańcy w gospodarstwie feudalnym, "Roczniki Historyczne", t.29, 1963, s. 186nn (朱見).
- (46) Wojciechowski, Z., Prawo rycerskie w Polsce przed Statutami Kazimierza W., Poznań 1928, s.102-103.
- (47) Appelt, Heinrich, Die Urkundenfalschungen des Klosters Trebnitz, Breslau 1940, S.93 (未見).
- (48) KKK, t.I, nr10.
- (49) KMog, nr.18; KMaz, nr278. 1214-15年の教会一般特権を契機とする「騎士のプシェヴド」創造論は、バルゼルの「拡大ナジャズ論」とよく似ている。前掲拙稿註1、9-12頁参照。
- (50) 1293年、東ポモージェ公がヴィショグルドの教区教会に発給した特権状に、その領地であるヤルジノ村に対し a prevod militari et ducali (騎士のプシェヴドと公のプシェヴド) を免除するという文言がある (Perlbach, nr502)。しかし、プチェクによれば、このヴィショグルドは、法制度上は東ポモージェではなく、クヤヴィに属する。したがって、この文書は東ポモージェの制度を表現するものではない。
- (51) "excepta sola recenti ferina quam ad proximam villam per conductum reducere tenebuntur". KWp, t.I, nr325.
- (52) Perlbach, nr54 (1236年), 214 (1266年), 369.
- (53) 以下も含め、教会関係の免除データは Matuszewski, op.cit., s.41-46, 315-344に拠る。
- (54) KWp, t.I, nr443. "contulimus... cum omnimoda libertate et iurisdiccione qua omnes nobiles in nostra Polonia perfruuntur, videlicet a poradlne et a quolibet conductu..."
- (55) KWp, t.I, nr 395 (1262年), 473 (1278年), 488 (1279年), 577 (1287年), t.II, nr 629 (1288年), 678 (1291年), 733 (1295年), 804 (1299年).
- (56) MPH, seria II, t.VI, Warszawa 1962, s.7-8. この記述が司教座のどの特権状に該当するのか、議論がある。
- (57) 公は自分の奉公人組織の中に車輪工を置くだけでなく、奴隷にも荷車の提供を業務づける場合もあった。し

かし、ヘンリク提公が寄進したトゥシェブニッァ修道院領では車輪工が足らず、元の5~8人に加えて新たに3人の車輪工をつくっている。Łowmiański, Henryk, *Początki Polski*, t. VI-2, Warszawa 1985, s. 695-696; Buczek, K., *Książęca ludność służebna w Polsce wczesnofeudalnej*, Wrocław 1958, s. 60.

- (58) "castorarios...ducent", KWp, t.I, nr231; KMaz, nr427. "perticarium...deducent", KMaz, nr427.
- (59) Modzelewski, Karol, Chłopi w monarchii wczesnopiastowskiej, Wrocław 1987, s. 95.
- (60) たとえば、ブチェク自身が1140年の冬に数ヶ月をかけてポーランドにやってきたドイツの使節団について書いている。Buczek, Kto to byli żyrdnicy, s. 460.
- (61) プシェヴドの消長は公の権利体制の成立と解体に関わる問題であるが、中でもプシェヴドの形成時期に関するアチェクの論については、ナジャズの場合と同様に疑問が残る。前掲拙稿註1、19-20頁参照。

[本稿は2000・2001年度早稲田大学特定課題研究助成費 (2000A-047,2001A-029)、ならびに1999-2001年度 科学研究費補助金(11610406)に基づく成果の一部である〕